別添 4

東灘区文化センター外 12 施設 ESCO 事業

提案審査要領

令和 7 年 1 月

神 戸 市

東灘区文化センター外 12 施設 ESCO 事業提案審査要領

東灘区文化センター外 12 施設における ESCO 提案の審査は、学識経験者および市職員などで構成される「東灘区文化センター外 12 施設 ESCO 事業提案審査委員会」(以下、「審査委員会」という。)において、下記の要領に基づいて行う。

１． 提案書の募集から ESCO 事業者選定に至る過程

(1) プレスリリースおよび公開

(2) 募集要項の配布

(3) 質問受付

(4) 質問の回答

(5) 参加表明書および資格確認書類の受付、資格要件の確認

(6) 提案要請書の送付

(7) 提案書の受付

(8) 事前審査(応募事業者が 5 事業者を越える場合、必要に応じ事前審査を実施することがある)

(9) 本審査

(10) 本市事業者選定、及び結果の通知と公表

２．ESCO 提案の審査

(1) 応募資格の確認

「東灘区文化センター外 12 施設 ESCO 事業提案募集要項」に記載の応募条件に従い、参加表明した応募者の応募者資格要件の確認を行う。

(2) 審査方法の決定

応募者資格要件を満たした応募者に対し、審査を行う。

注：応募事業者が 5 事業者を越える場合、提案書の提出を要請した全ての応募者からの提案を審査し、その中から上位 5 件以内を選定する場合がある。

(3) 提案要請

応募資格要件の確認の結果、条件を満たす応募者に対し ESCO 提案書の提出を文書で要請する。この際、前項で決定した審査方法ならびに提案時の要求書類について通知する。また、応募資格要件を満たさない応募者に対し、失格の理由を添えて文書で通知する。

(4) 審査

原則、提案者によるプレゼンテーション（パワーポイント形式）を行い、審査過程を経て提案者の提案について評価・採点を行う。

(5) 優先交渉権者

審査の結果、本市は、最も適格とされる提案を最優秀提案１件、および順位を付してその他数件の優秀提案を選定し、最優秀提案を行った提案者を優先交渉権者として決定する。

本市は、優先交渉権者と ESCO 事業契約締結に向けて協議する。また、優秀提案者を次選交渉権者とする。

(6) 審査結果及び事業者選定結果の公表

審査結果は、事前審査、本審査のそれぞれの段階において、文書で通知する。

また、提案の概要を含む審査結果、及び本市事業者選定結果については、本市のホームページなどを通じて公表する。

審査結果に対する異議の申し立ては受け付けない。

３．提案書の審査

「事業資金計画」、「技術提案」、「維持管理」、「計測・検証手法」などから、総合的に ESCO 提案書の審査を行う。

(1) 審査の方法

応募者からの提案書類をもとに企業概要、技術面、事業管理面、財務状況、事業実績などから、提案内容の実行能力を以下の評価項目について、「評価項目表」に従い審査する。

(2) 選考

〔書類審査〕

（環境面の評価項目）

① 対象設備全体の省エネルギー率が高いこと

② 二酸化炭素排出の削減効果が高いなど地球温暖化対策に有効であること

③ 環境活動への積極的な取組み姿勢が見られること

（価格面の評価項目）

① ESCO サービス料が安いこと

② 契約期間中の各年の本市利益が高いこと

③ 10 年間の利益総額が大きいこと

（財政面の評価項目）

① 工事費用の算出が妥当であること

（技術面の評価）

① 提案が全体としてバランスが取れ、具体性･妥当性があること

② 必須としている照明設備以外の既設機器の更新及び維持管理に係る配慮があること

③ 維持管理、計測・検証方法の提案に具体性・妥当性があること

④ 提案に独自性（照明制御等）や特殊なノウハウが含まれること

（工事・施工監理の評価項目）

① 総合的に優れた工程管理、品質管理を行い、確実な施工体制が確保されており、期限までに確実に工事を完了できる信頼性があること

② 労働災害防止への取り組みについて具体的な提案があること

（本市経済波及効果の評価項目）

① 事業役割・設計役割・建設役割・その他役割において、市内事業者（市内に本店または支店・営業所を置く事業者）の活用に配慮があること

② 建設役割における1次下請けについて、市内に本店を置く事業者の活用に配慮があること

③ 建設役割における2次以降の下請けについて、市内に本店を置く事業者の活用に配慮があること

（事業運営能力の評価項目）

① 提案者の経営状況や資金調達計画が信頼できること

② 安全性、信頼性、災害時等を含む緊急時対応策が明瞭かつ適切であること

（その他の評価項目）

① 詳細調査・設計・施工・試運転期間が短いこと

(3) その他

応募者が1社の場合は、定量的評価を省き、定性的評価のみで評価を行う。

4. 失格の規定

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

(1) 期限までに書類が提出されない場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

(4) 「東灘区文化センター外12施設ESCO事業提案募集要項」に違反すると認められる場合